

協同農業普及事業に関する意見を聴く会
第3回資料

前回のご指摘等を踏まえた参考資料

生産局 農産部 技術普及課

平成26年9月

農林水産省

現在の外部評価について

- 普及活動に関する外部評価の実施は、『協同農業普及事業の運営に関する指針』『協同農業普及事業の実施についての考え方 - ガイドライン - 』に基づき都道府県が実施。
- 評価結果については、次年度以降の普及指導計画に反映させる他、評価結果及びその反映状況等について、インターネット、広報誌等により公表することが基本。

協同農業普及事業の運営に関する指針（平成22年4月9日 農林水産省告示第590号）（抜粋）

第五 普及指導活動の方法に関する基本的事項

（前略）その成果について客観的な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めるものとする。

協同農業普及事業の実施についての考え方 - ガイドライン - 平成26年3月28日生産局長通知（抜粋）

第5の（2）普及指導活動の評価

普及指導活動の評価に当たっては、普及指導活動及びその成果について記録を適切に作成するとともに、これらについて、必要性、有効性、効率性等の観点から、内部評価及び外部評価を行い、その結果に基づき改善方策の検討等を実施することが望ましい。なお、外部評価の実施に当たっては、別紙3を参考とする。

（別紙3（抜粋））

- 外部評価の実施主体は、都道府県の協同農業普及事業主務課、普及指導活動の総合的な企画調整等を行う組織又は普及指導センター。
- 評価委員会は学識経験者、マスコミ関係者、流通関係者（流通関係団体の代表者を含む。）又は実需者（実需者関係団体の代表者を含む。）、消費者（消費者団体の代表者を含む。）、農業者、農業団体等により構成する。
- なお、委員会には、必要に応じて、都道府県試験研究機関等その他の都道府県の関係機関、市町村、農業団体等がオブザーバーとして参加する。
- 評価対象の普及指導センターは、取りまとめられた評価結果を次年度の普及指導計画に反映させるとともに、そのうちの組織体制に関する事項については、普及指導センターの運営等の改善を行う。
- また、評価対象でない普及指導センターにおいても、必要に応じて評価結果を参考として改善を行う。そのため、実施主体は適宜指導を行う。
- 実施主体又は評価対象の普及指導センターは、評価結果及びその反映状況等について、インターネット、広報誌等により公表するものとする。

外部評価の実施状況（H24）

（調査結果に基づき記述）

- 外部評価については、33都道府県で実施。
- 内容については、指針・ガイドラインで参考として国が示した内容に基づき実施されている都道府県もあれば、公表を行わない都道府県や外部有識者に農業者が含まれていない都道府県等も存在。

外部評価を実施している都道府県

実施している・・・ 33都道府県
実施していない・・・ 14都道府県

評価対象普及指導センター数

全213普及指導センター（全体の58%）

評価委員会の構成メンバー（含まれている割合）

学識経験者・・・	73%	消費者・・・	39%
マスコミ関係者・・・	30%	農業者・・・	94%
流通関係者・・・	45%	農業団体・・・	76%
実需者・・・	24%		

評価結果の次年度普及計画への反映

反映している・・・ 91%
反映していない・・・ 9%

評価結果の公表

公表している・・・ 33%
（うち、インターネットを利用 91%）
公表していない・・・ 67%

協同農業普及事業交付金の配分について

- 協同農業普及事業の配分については、農業改良助長法及び農業改良助長法施行令の交付基準に基づき、定められた指標を用いて配分額を算出。
- 具体的には、農業人口（3割）、耕地面積（2割）、市町村数（1割）、事業実施の緊急性等（4割）で配分。

農業人口で配分 （3割）	耕地面積で配分 （2割）	市町村数 で配分 （1割）	事業実施の緊急性等 に応じて配分（4割） （ ）
-----------------	-----------------	---------------------	--------------------------------

『事業実施の緊急性等に応じた配分』に用いた指標は以下のとおり
災害被害に対する普及活動の対応力強化
普及事業の規模